

平成28年9月30日の「審決」の構成 20170215

「審決」は、一読しただけでは分かり難い構造をしています。そこで、少しでも解り易くなるように、その「目次」を作成しました。

【審決の構成】	審決の頁
結論	1 頁
理由	
第1 手続きの経緯	1 頁
第2 当審拒絶理由	
[理由1]	1 頁
[理由2または理由3]	2 頁
第3 当審の判断	
1 理由1（36条6項2号）について	
(1) 特許請求の範囲の記載	2 頁
(2) 判断	2 頁
ア（杭を埋設する～	3 頁
イ また、その石～	3 頁
ウ よって、～	3 頁
エ 上記アないし～	3 頁
オ 該「付近に～	3 頁
カ 以上のとおり～	3 頁
(3) 請求人の主張	4 頁
ア 意見書（8の2）について	4 頁
イ 意見書（8の3）について	4 頁
ウ 意見書（8の4）について	
(ア) 請求人は～	4 頁
(イ) また、当審拒絶～	5 頁
エ 意見書（8の5）について	6 頁
オ 意見書（8の6）について	6 頁
カ 意見書（8の7）について	6 頁

【審決の構成】

審決の頁

2 理由2（29条1項3号）または理由3（同2項）について

（1）請求項1に係る発明 7頁

（2）判断

ア 引用文献の記載事項 7頁

（ア）引用文献1（特開平11-256548号公報）

a 【発明の詳細な説明】～ 7頁

b 【0007】～ 8頁

c 【図7】～ 10頁

d 【図7】をみると～ 11頁

e 上記aないし～ 11頁

（イ）引用文献2「川のなんでも小辞典、～」

a 「4-4水制は水際の～」 12頁

b 「また同書～」 12頁

c 「石出し～」 12頁

d 図4-4-1は～ 12頁

e 上記aないし～ 12頁

（ウ）引用文献3（特開2001-172935号公報）

a 【特許請求の範囲】～ 13頁

b 【発明の詳細な説明】～ 13頁

c 【0007】～ 13頁

（エ）引用文献4「河川工学～」 14頁

イ 引用発明1を主引用発明として検討する

（ア）対比 15頁

a 引用発明1の～ 15頁

b したがって～ 15頁

c なお、本願発明と～ 16

（イ）判断 16頁

（ウ）小活 16頁

ウ 引用発明2を主引用発明として検討する

（ア）対比 16頁

a 引用発明2の～ 16頁

b したがって～ 16頁

（イ）判断 17頁

2 理由2（29条1項3号）または理由3（同2項）について

（3）請求人の主張について

ア	意見書（9の1）について	17頁
	（ア）請求人は～	17頁
	（イ）また、「岸边から～	18頁
	（ウ）請求人は～	18頁
イ	意見書（9の2）について	18頁
ウ	意見書（9の3）について	19頁
エ	意見書（10の1）について	20頁
オ	意見書（10の2）について	20頁
カ	意見書（10の3）について	20頁
キ	意見書（10の4）について	21頁
ク	意見書（11の1）について	21頁
	（ア）請求人は～	21頁
	（イ）また、「～本願発明は～	21頁
ケ	意見書（11の2）～（11の3）について	21頁

第4 むすび

22頁